



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
10月11日
第350号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

- ※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正(モノづくり振興課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課) 2

○ 公 告

- 公共測量実施公告(監理課) 3
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告(都市計画課) 3
- 一般競争入札の公告(DX推進課) 3

○ 農業農村振興事務所公告

- 土地改良区定款変更認可公告(高島) 5

○ 雑 報

- 環境影響評価方法書の縦覧公告 5

告 示

滋賀県告示第396号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。
令和4年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

別表第1項第1号の表化学試料調整機器の部中

殺菌機	320
-----	-----

を

殺菌機	320
小型プラスチック成形システム	1,490

に改め、別表第1項第3号の表試験・測定

機器の部中

前処理装置	520
-------	-----

を

前処理装置	520
施釉ブラス	710

に改め、同表窯業

用焼成炉の部中

2.0立方メートル	素焼	3,460
	本焼	5,670

を

2.0立方メートル	素焼	3,460
	本焼	5,670
4.0立方メートル	素焼	7,920
	本焼	10,200

に改め、別表第1項第4号の表中

2.0立方メートル	素焼	10,200
	本焼	18,600

を

2.0立方メートル	素焼	10,200
	本焼	18,600
4.0立方メートル	素焼	13,400
	本焼	24,800

に改める。

付 則

この告示は、令和4年10月11日から施行する。

滋賀県告示第397号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年10月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
ニシムラ薬局	大津市国分一丁目9番25号	薬局	西村 秀明	令和4.8.23
I & H大津石山薬局	大津市大平一丁目3番15号	薬局	相 阪 洋 平	令和4.10.1

滋賀県告示第398号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年10月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
あんず薬局大津店	大津市礼の辻3-12	薬局	令和4.9.30
ヤクゴ薬局北之庄店	近江八幡市北之庄町399-15	薬局	令和4.10.31

滋賀県告示第399号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年10月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
ヤクゴ薬局北之庄店	近江八幡市北之庄町399-15	薬局	令和4.10.31

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業の地域 高島市北部全域
- 3 作業の期間 令和4年9月28日から令和5年1月24日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業の地域 高島市南部全域
- 3 作業の期間 令和4年9月30日から令和5年2月21日まで

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和4年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日
組合の名称 南草津プリムタウン土地区画整理組合
事務所の所在地 草津市南笠町1270番地
設立認可の年月日 平成28年1月29日
- 2 事業計画の変更の内容
 - (1) 施行地区の変更
 - (2) 設計の概要の変更
 - (3) 事業施行期間の変更
 - (4) 資金計画書の変更
 - (5) 参考図書(市街化予想図等)の変更
- 3 変更認可の年月日 令和4年10月11日

一般競争入札の公告

端末管理用サーバの借入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品名および数量 端末管理用サーバ、周辺機器、ソフトウェアライセンス等(搬入、設置、設定、保守等の附帯作業を含む。)一式。詳細は入札説明書による。
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 借入期間 令和5年2月1日(水)から令和9年12月31日(金)まで
 - (4) 設置場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の申請に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 入札説明書に併せて交付する「端末管理用サーバ借入仕様書」に示す機能、性能等を満たす借入物品の提供が可能な者であること。
 - (6) 借入期間中、借入物品に係る修理および部品供給等を行う体制を整えられる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類(以下「事前提出書類」という。)を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 2(5)および(6)に掲げる要件を満たすことを証する書類
 - (2) 提出期限 令和4年11月1日(火)17時までとする。なお、それ以後においても受け付けるが、この場合には、4(6)の入札を行おうとする日までに提出するものとする。ただし、事前提出書類の提出を適正に履行しなかった者の入札および審査に合格しなかった場合の入札は無効になるので注意すること。
 - (3) 提出場所 滋賀県総合企画部DX推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3384

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県総合企画部DX推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3384 電子メール network@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和4年10月11日(火)から令和4年11月9日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)および令和4年11月10日(木)の9時から正午まで
- (3) 入札説明書の交付方法 電子メールにより交付する。(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「端末管理用サーバの借入に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属・氏名、連絡先電話番号、FAX番号およびメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、これ以外の方法による交付は行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は開催しない。
- (5) 入札書の提出期間 令和4年11月9日(水)の9時から17時まで(持参により提出する場合は、正午から13時までの間を除く。)および令和4年11月10日(木)の9時から正午まで。なお、郵送による提出の場合は、令和4年11月10日(木)正午までに必着させること。
- (6) 入札書の提出場所および提出方法 入札書を(5)に示す期間内に(1)に示す場所に到達するよう持参または郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。なお、郵送の場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和4年11月10日(木)14時 滋賀県庁新館7階システム設計室IA

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から事前提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は4年11月(59月)とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Clients Management Servers with software and peripheral equipments, delivery, installation and maintenance included, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, Nov 10, 2022
- (3) For further information, contact : Digital Transformation Division, Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 3384 E-Mail network@pref.shiga.lg.jp

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、淡海土地改良区の定款の変更は、令和4年9月26日に認可した。

令和4年10月11日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

雑 報

環境影響評価方法書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第6条第1項の規定に基づき、株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事、守山市長、野洲市長および栗東市長に送付しましたので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。

令和4年10月11日

1 公告する事業者 株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨

2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨

京都府長岡京市東神足一丁目10番1号

3 対象事業の名称等

- (1) 名称 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業
- (2) 種類 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の新築の事業(滋賀県環境影響評価条例別表第16号)
- (3) 規模 建築物の高さ100メートル未満、延べ面積(許容容積対象面積)約59,996.46平方メートル

4 対象事業実施区域 守山市浮気町300番地24他(住居表示)

5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲 対象事業実施区域およびその周囲1キロメートルの範囲内に含まれる守山市、野洲市および栗東市の区域

6 環境影響評価方法書およびその要約書の縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)

滋賀県南部環境事務所(草津市草津三丁目14番75号)

守山市都市経済部地域振興課(守山市吉身二丁目5番22号)

株式会社村田製作所ホームページ(<https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/assessment/moriyama-houhousho>)

7 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間 令和4年10月11日から令和4年11月10日までの各縦覧場所における執務時間内

8 意見書の提出

- (1) 当該環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を②の方法により提出することができます。
- (2) 意見書の提出方法 令和4年10月11日から令和4年11月24日までの間に株式会社村田製作所 管理グループファシリティ部 建設課(〒617-8555 京都府長岡京市東神足一丁目10番1号)宛てに意見書を郵送(必着)、もしくは電子メール(moriyama.assess22@murata.com)により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社村田製作所ホームページ(<https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/assessment/moriyama-houhousho>)からダウンロードできます。

9 この公告で示した事項に係る問合せ先

事業計画に関する問合せ先 株式会社村田製作所 管理グループ ファシリティ部 建設課 電話 075-955-6503 担当 河野隆治

環境影響評価方法書に関する問合せ先 株式会社KANSOテクノス 環境部 環境アセスグループ 電話 06-6263-7310 担当 有働正人